

2019年9月吉日

お取引様各位

長野県諏訪郡富士見町富士見 3785-3
森のエネルギー株式会社
代表取締役 坂越 健一

消費税法改正に伴う電気料金のご請求金額の変更について

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、2019年10月1日から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率が8%から10%へ引き上げられます。これに伴い、電気料金のご請求金額につきましても、原則として2019年11月ご請求分（注1）から消費税法改正を反映させていただきます。

記

1. 電気料金の変更概要について

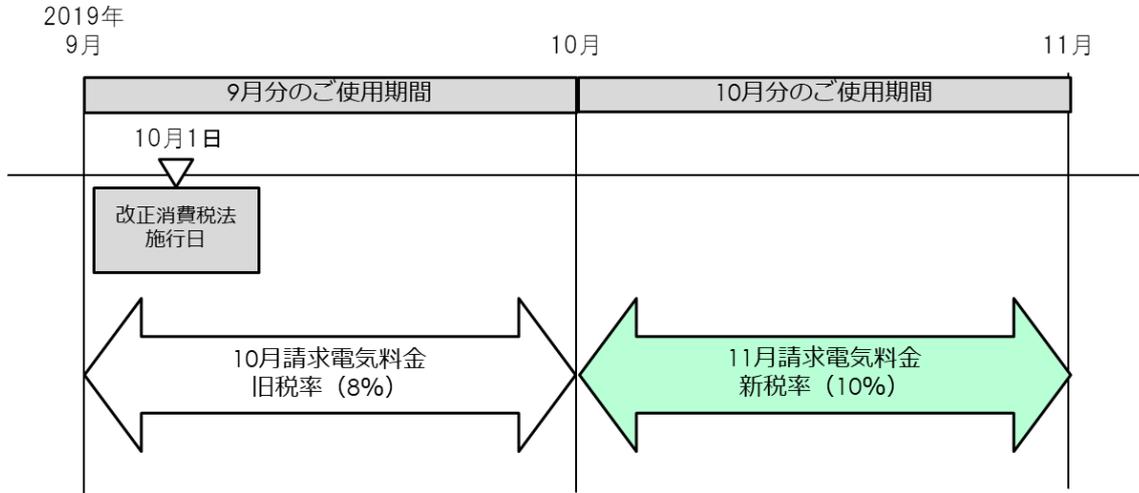
消費税等の税率引き上げに伴い、基本料金、電力量料金および燃料費調整額の算定に必要な基準単価（以下総称して「料金等」といいます。）が変更となりますが、それ以外の料金の変更はございません。消費税等の税率変更後の料金等は、2019年10月1日公表の弊社約款に記載させていただきます。

2. 電気料金の変更時期について

2019年9月30日以前から継続して電気の供給を受けているお客さまの場合、消費税法上の経過措置により、2019年11月ご請求の電気料金から変更させていただきます。2019年10月1日以降に電気の供給を受けるお客さまにあっては、2019年11月ご請求の電気料金から変更となります。

（注1）11月ご請求の電気料金の算定期間は、10月の検針日から11月の検針日の前日までとなります。

変更時期のイメージ



2019年10月1日を境とした日割り計算は行いません。

検針日は、お客様により異なりますので、ご請求書にてご確認をお願い致します。

<参考> 消費税法上の経過措置について

2019年9月30日以前から継続して供給される電気・ガス・水道等で、2019年10月1日から2019年10月30日までに検針等により確定する料金につきましては、旧税率(8%)が適用されます。

本件に関するお問い合わせは、050-3196-8223(平日9時~17時)までご連絡ください。

以上